

小松島市農業委員・農地利

— 任期は令和2年7月20日

農地利用最適化推進委員の募集

【募集対象】 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

※農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農などの農業参入の支援を行うことです。

【主な業務内容】

- 担当地区内において現場活動
- 農地所有者の意向把握
- 集落等の話し合いへの参加
- 農地の出し手・受け手への働きかけ、農地利用の集積・集約化の推進
- 遊休農地の発生防止と解消の推進
- 新規就農などの農業参入の促進
- 農地中間管理機構との連携
- 必要に応じて総会等への出席 など

【募集人数】 推薦、応募合わせて16人

【任期】 3年（令和2年7月20日から令和5年7月19日まで）

【報酬】 月額 11,000円

※上記報酬のほかに、活動や成果の実績に応じて上乗せ報酬が支給されます。

【農地利用最適化推進委員の募集区域】

区域名	区域の詳細	人数
第1区域	小松島町（県道33号小松島佐那河内線から北）、神田瀬町、江田町、中田町、中郷町	1
第2区域	小松島町（県道33号小松島佐那河内線から南）、松島町、堀川町、南小松島町、横須町、金磯町、日開野町	1
第3区域	新居見町、田浦町、前原町	2
第4区域	芝生町	1
第5区域	田野町	2
第6区域	立江町	2
第7区域	櫛淵町	2
第8区域	大林町、赤石町	1
第9区域	坂野町	2
第10区域	和田島町、和田津開町、間新田町	2

農業委員・農地利用最適化推進委員の 主な年間スケジュール

- ・農業委員会総会（毎月下旬ごろ開催）
- ・市および県が実施する各種研修（随時）
- ・毎年9月ごろ 耕作放棄地のパトロール
- ・現地調査等は随時実施（案件に応じて）



農業委員会総会の様子

共通事項

◇資格要件

- 市内に住所を有する方、または市内で農業経営を行っている方
- 市の職員でない方

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできませんが、両方の候補者となることができます。

※次のいずれかに該当する者は除きます。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

【お問い合わせ】 小松島市農業委員会事務局 ☎ 32・3810 / FAX 34・9992

Mail:nougyouinkai@city.komatsushima.i-tokushima.jp